

青森県報

第三千二百七十号

平成二十二年

八月二日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の名称変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の名称変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	五
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	(水産振興課)	五
漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定の一部改正	(漁港備漁場課)	六
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	(下北地域)	八

公 告

建設業者の許可の取消し

(下北地域) 局 … 八

告 示

示

青森県告示第五百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二の九	ニチイケアセンターむつ中央	むつ市旭町七の四七	平成三・六・一
株式会社あくら	青森市大字幸畑五八の三	ヘルパーステーションなみのこ	むつ市松原町二九二の一〇	三・七・一
社会福祉法人三恵会	むつ市大畑町大赤川二九の四	ショートステイ季の恵	むつ市大畑町庚申堂二二三の一	"
社会福祉法人長老会	三戸郡南部町大ね五の二二五	ぼたんの里デイサービスセンター	三戸郡南部町大五	"

青森県告示第五百二三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指定期間 年月日
			名 称	所 在 地	
株式会社二 チイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二の九	介護予防 福祉用具 貸与	ニチイケア センターむ つ中央	むつ市旭町七の 四七	平成 三・六 一
株式会社あ うら	青森市大字幸畑 字松元五八の三 コ1ボタカシゲ 一〇三号	介護予防 訪問介護	ヘルパース テーション なみのこ	むつ市松原町二 九二の一〇	三・七 一
社会福祉法 人三恵会	むつ市大畑町大 赤川二九の四	介護予防 短期入所 生活介護	セイヨート ス テイ季の恵	むつ市大畑町庚 申堂二三の一	"
社会福祉法 人長老会	三戸郡南部町大 字坂渡字東あか ね五の二二五	介護予防 通所介護	ぼたんの里 デイサービス センター	三戸郡南部町大 字沖田面字千刈 四五	"
医療法人社 団悠陽	十和田市西三番 町一の二八	介護予防 居宅療養 管理指導	えと内科医 院	十和田市西三番 町一の二八	"

青森県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指定期間 年月日

青森県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指定期間 年月日

青森県告示第五百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	居 宅 介 護 事 業 者
株式会社 エコー	株式会社 エコー	社会福祉 法人同伸	社会福祉 法人同伸	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業者
三和生 七町一 八の	三和生 七町一 八の	八戸市大 久保字大 山三二の	八戸市大 久保字大 山三二の		
"	"	訪問介 護	訪問介 護	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業の種 類
な「き す」 ン「キ ズ」 テ「シ ブ」 ヘル プ	な「き す」 ン「キ ズ」 テ「シ ブ」 ヘル プ	瑞光園 パーム シヨス ンテ	瑞光園 パーム シヨス ンテ	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
一和生 番町六 の	一和生 番町六 の	八戸市大 久保字大 山三二の	八戸市大 久保字大 山三二の	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所
"	"	平成 三・六 一	平成 三・六 一	年 月 日	変 更 日

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

青森県告示第五百七号

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社 チイ学館	東京都千代田区神田 駿河台二の九	特定介護予 防福祉用具販 売 業		
ニチケ アセン ター中 央	むつ市旭 町七の四 七	特定介護予 防福祉用具販 売 業		
平成 三・六 一	平成 三・六 一			

青森県告示第五百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
通所介 護	通所介 護	福祉用 具貸与	福祉用 具貸与	訪問入 浴	訪問入 浴
な「き す」 ン「キ ズ」 テ「シ ブ」 ヘル プ	な「き す」 ン「キ ズ」 テ「シ ブ」 ヘル プ	な「き す」 ン「キ ズ」 テ「シ ブ」 ヘル プ	な「き す」 ン「キ ズ」 テ「シ ブ」 ヘル プ	な「き す」 ン「キ ズ」 テ「シ ブ」 ヘル プ	な「き す」 ン「キ ズ」 テ「シ ブ」 ヘル プ
一和生 番町六 の	一和生 番町六 の	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"

る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	加入区 名 称	平内	東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一番地一	後 藤 隆	平内町漁業協同組合
	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	東津軽郡平内町大字清水川字大川添四二番地	船 橋 晶 之	東津軽郡平内町大字東滝字滝五八番地一	細 川 拓 治
指定漁船調書の縦覧	期 間	平成二十二年八月二日から同月十六日まで			
	場 所				

青森県告示第五百十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、平成十八年五月十二日青森県告示第四百二十一号（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定）をもって公示した禁止区域（禁止物件）及び指定の適用期間を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号を次のように改める。

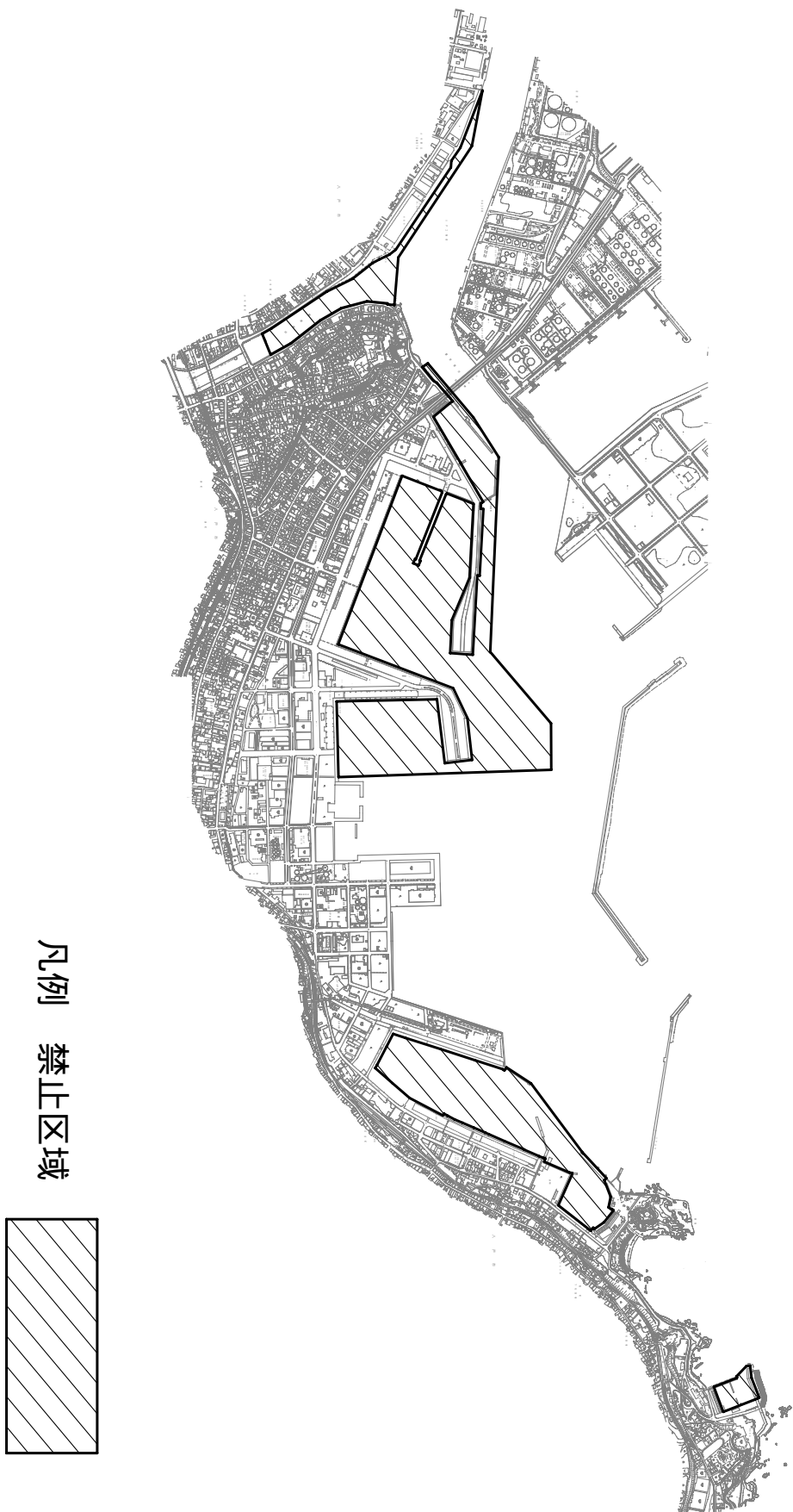
一 漁港の名称、禁止区域及び禁止物件

漁港の名称	禁 止 区 域	禁 止 物 件
八戸漁港	八戸漁港区域のうち別図一に示す区域	漁船以外の船舶（監視船、警備船、漁港の工事に従事する船舶その他公務に従事する船舶を除く。）

第二号中「平成二十年四月十四日」を「平成二十二年八月十二日」に改める。

八戸漁港 禁止区域

別図一



青森県告示第五百十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項		指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区 名 称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間
下風呂	下北郡風間浦村大字下風呂字鳥谷場 ノ上二五番地五七 橋 和 幸 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ 下二一番地二 坪 勝 信 下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ 下二番地三 吉 田 清	平成二十二年 八月二日から 同月十六日ま で
		場 所
		下風呂漁業 協同組合

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社竹正工務店
- 二 代表者の氏名 竹内 正弘
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字根田内八の二四六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一三七九三号
- 五 取消年月日 平成二十二年七月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------